



平成 30 年度（2018 年度）

城陽市施政方針

城陽市長 奥田 敏晴

〈 目 次 〉

1. はじめに	1
2. 市政運営を取り巻く環境	1
3. 平成 30 年度予算編成	2
4. 平成 30 年度の主要施策	
(1) 活気あるまちを創ります	3
(2) 安心・安全、福祉先進都市・城陽を実現します	7
(3) 豊かな自然、住みよい環境を整えます	14
(4) 働く場を創ります	19
(5) 全国に誇れる人材を育て、次世代の力を育みます	20
(6) 市民との対話、あなたの思いを活かします	23
(7) 市民が主役、あなたの活動を積極的に支援します	24
5. おわりに	27

1. はじめに

本日ここに平成30年第1回城陽市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り心から御礼申し上げます。

市長就任2期目最初の年にあたり、今一度初心に立ち返り、市政運営に全力を尽くしてまいり所存でございます。

さて、平成30年度の基本方針であります。私の公約であります3つの基本姿勢「スピーディーなまちづくり」・「対話でつくるまちづくり」・「信頼ある市役所づくり」に基づき、引き続き市政の推進に努めてまいりたいと考えております。

市民の皆さまのご協力をいただき、市政運営に全力を傾注いたしますので議員各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではお時間をいただき、平成30年度の市政運営にあたりまして、その基本方針を述べさせていただきます。

2. 市政運営を取り巻く環境

はじめに、市政運営を取り巻く環境についてであります。

我が国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行、東日本大震災や熊本地震の発生に伴う危機・防災意識の高まり、スマートフォンやSNSに代表される情報技術の発達、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や近年のグローバル化の進展に伴う訪日外国人の増加、テロリズムを始めとした国際犯罪への対応、地方創生の推進など、社会情勢や国民意識は大きく変化しています。

一方、本市においては、新名神高速道路の平成35年度全線開通という大きな好機を活かし、新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の高速化・複線化等、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。

このような状況の中、平成28年度に策定した「第4次総合計画」においては、将来像を「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」としました。今後は、市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、にぎわいと活力を生み出すとともに、市民が緑に包まれながら生き生きと暮らし、人の和の中で次代を担う人材が育まれることにより、「希望あふれる城陽」「誰もが輝いている城陽」を目指し、未来に向かって大きく躍動する新たな城陽、「NEW城陽」の実現に取り組んでまいります。

財政面を見ますと閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、一億総活躍の社会の実現に向け、「600兆円経済の実現」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、成長と分配の好循環を創り上げていくとされており、本市においても、国の政策を踏まえた取り組みを推進してまいります。

なお、本市の財政状況は、不断の行財政改革に努めているものの、依存財源に頼っている状況から、財政調整基金が減少し、財政の弾力性を示す経常収支比率も平成28年度においては99.8%と高い水準となっております。

市民サービスの低下を招かないことを念頭に財政運営を行っているため、経常収支比率は高くなっているものでございます。

今後については、人口減少や高齢化が年々進行し、社会保障費の増加が予想される中、新名神高速道路の平成35年度全線開通という大きな好機を活かした大規模な事業が立て続けに進行することや、地方創生の取り組みも深化させる必要からも、一時的な多額の財政需要が見込まれ、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このため、国の地方財政対策を慎重に見極めるとともに、「明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言」の下、一層の行財政改革の推進を図り、依存財源から自主財源へのシフトも目指した強固な財政基盤を作り上げていくことが必要であり、長期的な見通しに基づき財政規律を設けるなど、財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいります。

3. 平成30年度予算編成

平成30年度の予算編成は、大変厳しい財政状況の中ではございましたが、各種計画の着実な推進と、公約である7つの政策の推進及び行財政改革の断行を編成方針に掲げ、将来に向けた都市基盤整備のほか、きめ細かな福祉や教育施策に至るまで、効率よく財源を配分したところです。

全体の予算規模と構成であります。一般会計総額は352億2,700万円とし、平成29年度に比べ、59億5,000万円、20.3%の増、特別会計を含む8会計の合計では、584億4,079万6千円とし、平成29年度と比べ、4億3,766万4千円、0.8%増の予算といたしたところであります。

一般会計では、城南土地開発公社所有地の買戻しによる普通建設事業費の増、未来まちづくり基金への基金積替えによる積立金の増、借換債の増加による公債費の増により、過去最大となっております。

4. 平成 30 年度の主要施策

(1) 活気あるまちを創ります

それでは、次に 7 つの政策に基づいて、平成 30 年度の主要施策について新規・充実を図る事業を中心にご説明申し上げます。

1 つ目の柱「活気あるまちを創ります」についてであります。

はじめに、新名神高速道路を活かしたまちづくりについてであります。

新名神高速道路の建設につきましては、平成 35 年度の全線開通に向け、着実に事業が進められております。開通により、本市は近畿圏と中部圏をつなぐ広域的な交通の要衝となることから、そのインパクトを最大限に活用したまちづくりを進めてまいります。

新名神高速道路に連結する城陽スマートインターチェンジ（仮称）につきましては、平成 29 年度に国土交通大臣から連結許可を受け、新規事業化いたしました。引き続き、平成 35 年度の供用に向け、NEXCO 西日本とともに取り組みを進めてまいります。

新名神高速道路の側道として 4 車線での整備を予定している東部丘陵線につきましては、平成 35 年度の全線開通にあわせた整備に向け、平成 30 年度は東部丘陵線全区間を対象とした調整池の詳細設計、城陽スマートインターチェンジ（仮称）へのアクセス区間における用地測量、府立木津川運動公園前の舗装工事及び同公園より東区間における用地の一部買収等に取り組んでまいります。

また、国道 24 号のバイパス道路となる宇治木津線につきましては、平成 29 年度に国土交通省において開催された計画段階評価の委員会において、地域の課題を解決する 3 案のルート帯の提示がなされる等、事業化に向けた取り組みが着実に進められているところであります。今後も引き続き早期のルート決定、事業化に向け、沿線市町で構成する木津川右岸宇治木津線道路新設促進協議会を中心に取り組むを進めてまいります。

久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業につきましては、本地区への進出企業の第 1 号として決定していました日本郵便株式会社が、平成 30 年 2 月 19 日に京都郵便局を開局され、操業を開始されています。事業進捗といたしましては、平成 29 年度末までに宅地造成を完了し、すべての進出企業に引渡す予定

としており、今後も各進出企業が操業を開始されることにより、本地区及び周辺地域などの活性化が期待できます。平成 30 年度は国道 24 号東側の道路工事等を進め、平成 30 年度末での事業完了を目指すとともに、当該地区の愛称を決定してまいります。

次に、東部丘陵地整備につきましては、「東部丘陵地整備計画【見直し版】」に基づき、先行整備地区である長池地区及び青谷地区の新名神高速道路全線開通の時間軸にあわせたまちびらきの実現に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、城陽市東部丘陵地まちづくり条例により、東部丘陵地内における無秩序な開発を防止し、計画的なまちづくりの推進に努めてまいります。

特に、三菱地所グループによるアウトレットモールの開発に向け大きく動き出している長池地区につきましては、府内初となるアウトレットモールの立地実現に向けたさらなる取り組みを、官民一体となり進めてまいります。

また、中間エリアにつきましても、段階整備の方針に基づき市街化区域編入の実現に向けた検討及び計画的な埋戻し事業の実施に努めてまいります。

山砂利対策につきましては、適正な砂利採取及び建設発生土による安心・安全な埋戻し等が行われるよう、引き続き指導を行ってまいります。

次に商工業の活性化についてであります。

地域に根差す産業だけでなく、新たな立地企業も含めた商工業の振興と市の産業基盤の強化による地域経済の活性化を戦略的かつ効果的に図るため、引き続き、今後の産業振興方針を示した「(仮称) 産業振興ビジョン」の策定に取り組んでまいります。

また、新たに市内事業所の魅力を伝える企業概要や求人情報、商品・サービス情報から、農業者による農作物の直売情報などの発信を目指す、農業、商業、工業の全産業を網羅した産業支援サイトを構築してまいります。

交流人口を増やし、地域の商工業を活性化させるため、商工会議所と連携を深めるとともに、中小企業相談や各種事業などの取り組みを支援してまいります。また、新たな特産品づくりを進める商工会議所の若手経営者を中心とした「城陽夢実現プロジェクト」を支援してまいります。

また、城陽青年会議所を中心とした実行委員会が行う「城陽秋花火大会」へも、引き続き支援してまいります。

さらに、市内企業の魅力的な情報を発信し、雇用の創出に結びつける「企業紹介誌ジョーカー」を引き続き発行するとともに、市内企業間の情報共有や市との連携を深めるため、「京都城陽カンパニーネットワーク」を活用し、城陽を盛り上げていただける企業等との連携及び市内事業者間の情報交換を促進して

まいります。また、創業支援ネットワーク「城陽チャレンジスクエア」と連携し、市内で創業を目指す起業家に対し、引き続き本市の独自施策である「創業支援補助制度」などによる支援を行ってまいります。

商店街振興につきましては、にぎわいあふれるまちづくりのため、寺田シビック地区まちなか商店街にぎわいづくり推進委員会が実施する「山背彩りの市」などの事業を引き続き支援してまいります。

また、市内企業の経営の安定を図るため、マル城融資などの本市独自の低利融資制度を継続してまいります。

本市の地場産業である金銀糸産業につきましては、商工会議所が行う「燦彩糸プロジェクト」に対し引き続き支援するとともに、本金糸の製造に不可欠な漆紙製造技術の伝承事業に対し支援してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

「第2次観光振興計画」に基づき、本市の観光資源をさらに育み高め、にぎわいと活気にあふれるまちづくりに向けた取り組みを、市民とともに進めてまいります。

青谷梅林につきましては、引き続き梅林の維持発展に向け、梅の郷青谷づくり事業を観光協会に委託し、荒廃梅林の復興や里山づくり、特産品の開発を市民協働で進めてまいります。

観光振興に向けた各種イベントにつきましては、「TWINKLE JOYO」など、観光協会が行う事業を引き続き支援してまいります。

また、すでに市内事業者、団体において実施されている、胸躍らせる体験・体感の取り組みにつきましては、本市の魅力を発信できる貴重な観光資源として、関係者とのネットワークづくりを進めるとともに、市内外へのPRに努めてまいります。

広域観光につきましては、山背古道推進協議会が実施するイベントの充実を図り、地域全体の魅力を高め、多くの観光客が訪れる仕組みづくりを進めてまいります。

また、観光交流及び観光消費額の拡大、地域資源のブランド化等により、山城地域の稼ぐ力を創出することを目的として設立された「お茶の京都DMO」に、引き続き参画してまいります。

エコミュージアムの取り組みにつきましては、地域全体を活性化させ、より多くの人たちを呼び込むため、広く市内外に本市の魅力を発信してまいります。

さらに、市民団体との協働により市内の地域資源を巡るツアー型のイベントを引き続き開催するとともに、市民とともにエコミュージアムの運営や地域資

源を巡るルートについて検討してまいります。また、地域資源をイメージして官学協働で作成したキャラクターについて、新たに種類を増やし、活用を進めてまいります。

文化財や歴史的遺産につきましては、埋蔵文化財の発掘調査や歴史的価値のある文化財の指定を行うとともに、史跡等を適正に維持管理していくことにより、その保護に努めてまいります。

また、史跡久津川古墳群の史跡指定地の計画的な取得を進めるため、国、京都府への要望に努めるとともに、久津川車塚古墳の整備・活用について検討をするための発掘調査を継続的に行ってまいります。

次に、総合運動公園のレクリエーションゾーンの宿泊施設「プラムイン城陽」につきましては、平成30年度から、新しい指定管理者による運営をスタートさせます。それにともない施設の改修や、新たな遊具等を設置するなど、(仮称)ロゴスランドの開設に取り組んでまいります。

京都サンガF.C.への支援につきましては、市民応援バスツアーを実施するとともに、ゲーム開催に合わせ、窓口職員が応援Tシャツを着用し、J1昇格に向けての機運を盛り上げてまいります。

市のランドマークである文化パーク城陽のさらなる活性化につきましては、新たなアクセスルートとして、市道11号線の国道24号から文化パーク城陽北側の市道224号線までの区間を、国道24号寺田拡幅事業にあわせ道路整備を進めるとともに、引き続き施設の賑わいと館内各施設の有機的な利用促進に取り組んでまいります。

(2) 安心・安全、福祉先進都市・城陽を実現します

次に、2つ目の柱「安心・安全、福祉先進都市・城陽を実現します」についてであります。

はじめに、安心、安全についてであります。

市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震・豪雨などの災害や万一の武力攻撃などの事態に対する体制づくりや市民への意識啓発に努めるとともに、災害時等の緊急情報を市民に迅速かつ的確に一斉通報する同報系防災行政無線整備のための設計業務を進めてまいります。

生駒断層帯地震及び南海トラフ巨大地震等をはじめとする地震災害や、台風や豪雨による大規模な風水害などに備えて、食糧や医療用救護器具等の公的備蓄を進めるとともに、防災備蓄品の分散配置のため、市内の小学校への防災倉庫の整備を行ってまいります。

また、災害が発生した際は、「自助」、「共助」、「公助」により、効果的な救助・復旧対策を講じる必要があることから、共助の要となる自主防災組織が取り組まれる防災訓練や研修、災害時要配慮者の避難支援対策に対し積極的な支援を行うとともに、防災リーダーの育成やさらなる女性防災リーダーの登用に努めてまいります。

さらに、市職員の防災に関する能力向上を図るため、「防災士」の資格取得や、災害対策本部要員を対象とした各種の研修・訓練を計画的に実施してまいります。

また、「災害時における相互応援協定」を締結している鳥取県三朝町や石川県野々市市とのさらなる連携強化を図るため、防災訓練への相互参加を行うなど強固な関係づくりに努めてまいります。

次に、住宅等の土砂災害対策につきましては、土砂災害やがけ地の崩壊から市民の生命、身体及び財産を保護するため、土砂災害特別警戒区域内に建築されている住宅等の改修や移転に要する費用の一部を補助する制度を創設し、市民の安全確保を図ってまいります。

次に、耐震への取り組みについてであります。

「建築物耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅耐震診断士派遣事業を行うとともに、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付制度について、補助限度額の増額や補助要件の緩和を行い、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

庁舎につきましては、震災時における行政機能の維持を図るため、庁舎耐震

補強等整備事業として、引き続き本庁舎の耐震補強工事を行ってまいります。

次に、市有建築物等の適正な管理についてであります。

安心・安全な施設を維持するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化施設の長寿命化等、適正な維持管理を推進するとともに、利用者ニーズの変遷や活用状況を踏まえ、既存施設の効率的、効果的な活用に努めてまいります。

次に、河川の整備についてであります。

本市の治水の根幹である一級河川古川につきましては、京都府において、古川最下流より拡幅工事が進められ、また、国道 24 号交差点より上流の市街地部については、床上浸水対策特別緊急事業に取り組まれています。関係者のご理解、ご協力を得ながら、古川の全川改修の早期実現に向け、古川対策チームを中心に、府市協調のもと、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、市内の河川改修につきましては、古川の改修計画にあわせ「総合排水計画」に基づき、計画的な改修工事を行うことで、浸水被害軽減に努めてまいります。

準用河川嫁付川につきましては、引き続き古川改修の促進にあわせて整備を進めてまいります。

次に、消防力の強化についてであります。

まず、車両の整備につきましては、本署はしご自動車を現在の 25 メートル級から、より高所での消防活動が可能な 30 メートル級はしご自動車に、また、久津川消防分署消防ポンプ自動車を最新鋭車両に更新してまいります。

さらに、北城陽中学校グラウンドに耐震性防火水槽を設置してまいります。

次に、消防団の災害対応能力の強化と士気高揚を図るため、市長査閲や各種訓練を実施するとともに、寺田分団南支部、富野荘分団東富野支部、今池分団乾城支部の小型動力ポンプを更新してまいります。

なお、新名神高速道路等の建設に伴い、移転する消防庁舎につきましては、災害に強く、市民に安心・安全を提供する新たな拠点となる庁舎建築に向けまして、取り組みを進めてまいります。

次に、防犯の取り組みについてであります。

城陽防犯推進委員協議会や暴力追放推進協議会と連携し、犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に取り組むとともに、市、警察、市民などが一体となって、暴力団の排除に向けた取り組みを進めてまいります。

また、駅前広場等に設置している防犯カメラの適正な運用・管理に努め、犯罪の抑止力の向上を図るとともに、地域防犯の取り組みを支援するため、新たに自治会等による防犯カメラの設置に対して補助を行ってまいります。

次に、空家等対策についてであります。

空家等対策につきましては、空家等実態調査の結果を踏まえ、関係機関と意見交換を行い、周囲に危険や迷惑の恐れのある空家等への対応による生活環境の保全、空家等の利活用の促進等を踏まえた、空家等対策計画を策定します。

また、空き家バンク制度につきましては、引き続き久世荒内・寺田塚本地区に進出する新たな企業へ制度の周知等を行うとともに、京都府宅地建物取引業協会と連携し、より一層の制度周知を図り、人口増加、人口流出抑制に努めてまいります。

次に、交通安全の推進についてであります。

交通安全対策協議会などの関係機関と連携を図り、市民の交通安全・事故防止に取り組んでまいります。

高齢者の交通事故防止対策の推進を図るため、75歳以上の高齢者の自主的な運転免許証返納を促進する支援施策を引き続き実施してまいります。

また、自転車損害賠償保険等の加入義務化に係る普及啓発及び事故への備えと安全意識の高揚を図るため、広報活動を行うとともに、市内在住の中学生がいる世帯に対し、新たに自転車損害賠償保険等への加入を促進する支援施策を実施してまいります。

通学路の安全対策につきましては、PTAなどからの要望に基づく通学路安全推進会議の議論を踏まえ、引き続きその推進に取り組んでまいります。

また、街灯、カーブミラー、路面標示等の交通安全施設の整備に努めてまいります。

消費者への啓発・教育につきましては、複雑化・悪質化する消費者被害に対応し、市民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、引き続き消費生活講座の実施、「消費生活だより」の発行や消費生活展の実施などに取り組んでまいります。

次に、福祉先進都市・城陽の実現についてであります。

市民が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせる社会を実現するために、市民、社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の福祉関係諸団体、行政

等がそれぞれの役割を担いつつ、連携・協力しなければなりません。このため、新たに策定する「第4期地域福祉計画」に基づき、市民とともに総合的な取り組みを展開し、地域福祉のまちづくりを進めてまいります。

はじめに、子育て支援の充実についてであります。

「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策を着実に進めてまいります。

また、病気の回復期に至らない児童の保育及び看護を行う病児保育事業につきましては、引き続き京都きづ川病院で実施してまいります。

さらに、保育所保育料につきましても、引き続き第3子以降に対しての保育料の無償化、ひとり親世帯等の負担軽減を行ってまいります。

次に、子育て・多世代交流施設である地域子育て支援センター「ひなたぼっこ」におきましては、子育て支援事業を展開するとともに、多世代交流事業を充実してまいります。

また、児童扶養手当をひとり親家庭へ支給し、生活の安定と自立を支援してまいります。

あわせて、児童手当につきましては、家庭等の生活の安定、次代を担う児童の健やかな成長に資するため、引き続き中学修了までの児童を養育している方に支給してまいります。

さらに、「赤ちゃんの駅事業」につきましては、貸出可能な授乳・オムツ替えができる専用の移動式テント等を5セット購入し、市内で開催される各種のイベント等に貸し出してまいります。

また、「子育てガイドブック」につきましては、新たに官民連携により発行し、充実を図ってまいります。

子育て支援医療につきましては、京都府の医療費助成制度に本市独自の助成を加え、中学校3年生までの乳幼児及び児童・生徒の通院・入院について、ともに1医療機関月200円の自己負担で受診できるよう、引き続き助成を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険財政は被保険者の高齢化に伴い、年々医療費が増加するなど非常に厳しいものとなっています。これに対しまして、平成30年度より国民健康保険事業は広域化され、京都府とともに事業運営にあたることとなり、本市としましても、医療費の適正化対策、ペイジー口座振替による手続きの簡素化により保険料の収納率向上に努めるなど、適正で安定的な事業運営に努めてまいります。

保健事業としましては、人間ドック・脳ドック受診費用の補助を実施するとともに、各種検診に係る自己負担金の助成などにより疾病の早期発見・治療を図り、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の削減を目指してまいります。さらに、糖尿病の重症化により人工透析に至る可能性のある方に対し、看護師が生活習慣改善指導を行う糖尿病重症化予防事業に引き続き取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療につきましては、本市独自で実施しております高齢者人間ドック・脳ドックの受診者への補助の定員枠を30名拡大し、355名としてまいります。

また、後期高齢者の口腔機能低下の予防を図り、疾病予防、生活の質の確保につなげるため、新たに75歳の高齢者を対象とした歯科健康診査を行ってまいります。

次に高齢者福祉についてであります。

介護保険事業につきましては、新たに策定する「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づいた施策を展開してまいります。

介護サービス基盤の整備につきましては、居住系サービスにおいて、特定施設入居者生活介護事業所の公募による整備を進めてまいります。

一般介護予防事業につきましては、地域における住民主体の介護予防活動の展開を目的とした介護予防教室を実施してまいります。

包括的支援事業につきましては、高齢者が住みよい地域の体制を整備するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズや関係者のネットワーク化に取り組んでまいります。

認知症関連施策として、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを平成29年度に設置しており、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、引き続き早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組んでまいります。また、新たに在宅医療・介護連携事業を関係者等と連携して推進してまいります。

高齢者の健康増進及び生きがいづくりのため、引き続き社会福祉協議会を指定管理者として老人福祉センターの管理運営を行うとともに、シルバー農園の整備に取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉についてであります。

新たに策定する「第4期障がい者計画」並びに「第5期障がい福祉計画」に基づき、各種障がい者福祉施策をさらに推進してまいります。

また、手で輪を広げる城陽市手話言語条例に関する施策につきましては、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するため、さらなる施策の充実を図ってまいります。

さらに、障がい者の自立した生活や自立の促進に必要な日常生活用具給付事業、移動支援事業、自立訓練等給付事業、生活介護事業などを、引き続き実施してまいります。

次に、福祉のセーフティネットについてであります。

生活保護相談や、保護世帯に対し適切な生活支援を行うとともに、就労支援員による自立に向けた支援を行ってまいります。また、不正受給防止に向け、生活状況の把握など、適切に対応してまいります。

さらに、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的自立並びに日常生活及び社会生活における自立の促進を図るため、就労準備支援等の事業に加え、「子どもの学習支援事業」につきましても引き続き実施してまいります。

また、新たに策定する「自殺対策計画」に基づき、夜間でも気軽に話のできる相談電話「トワイライトコール」等の実施や、自らメンタルチェックできる「こころの体温計」の活用などを引き続き実施してまいりますとともに、施策のさらなる充実を図ってまいります。

孤立死対策につきましては、民間事業者・京都府と協力して見守り活動を行ってまいります。

次に、市民の健康づくりについてであります。

「第2次健康づくり計画」に基づき、引き続き健康診査や各種がん検診、予防接種、乳幼児健康診査の受診率・接種率の向上を図るとともに、地域で展開する各種の健康づくりの取り組みや介護予防事業を推進してまいります。

妊娠・出産への支援につきましては、引き続き妊婦健康診査の補助を行うとともに、産科医療機関の誘致に向けて取り組んでまいります。

平成29年10月に保健センター内に開設しました、子育て世代包括支援センター「すくすく親子サポートカウンター」において、妊娠期から子育て期を地域で安心して過ごすことができるよう、切れ目のない支援を引き続き実施してまいります。

次に、交通弱者等の移動手段の確保についてであります。

城陽さんさんバスにつきましては、市民の皆さまの身近な移動手段としてご利用いただいております。引き続きバス・エコファミリーなど各種の利用促進の取り組みを行ってまいります。

また、京都きづ川病院の協力による病院送迎バスの活用、並びに老人福祉センターの利用促進に向けた送迎バスの有効活用にも引き続き取り組んでまいります。

さらに、青谷方面で乗合タクシーの試験運行を行い、市民ニーズの把握に努めてまいります。

(3) 豊かな自然、住みよい環境を整えます

次に、3つ目の柱「豊かな自然、住みよい環境を整えます」についてであります。

はじめに、都市の基盤となります道路の整備促進についてであります。

まず、都市計画道路の整備につきましては、皆さまのご理解、ご協力により平成29年8月に供用いたしました「塚本深谷線」に引き続き、(仮称)新青谷線の整備を行うとともにJR山城青谷駅周辺整備をあわせて実施してまいります。

また、地籍調査につきましては、JR山城青谷駅周辺整備や(仮称)新青谷線の整備に必要であることから、奈島・市辺地区の土地の境界確定作業を進めてまいります。

次に、市道整備につきましては、市道132号線の古川小学校から国道24号までの古川橋の架け替えを含む道路拡幅事業を古川改修にあわせ、引き続き取り組んでまいります。また、JR奈良線の高速化・複線化事業にあわせ、市道103号線の歩道整備と市道104号線の道路改良を進めるとともに、市道257号線など引き続き道路整備を進めてまいります。

次に、国道や府道の整備についてであります。

まず、国道24号につきましては、新名神高速道路「大津～城陽間」の事業進捗にあわせ、抜本的な渋滞緩和対策として東西4車線化などの寺田拡幅事業の早期完成を国に強く要望してまいります。

国道307号につきましては、宇治田原町境の未改良区間の早期改良を、京都府に要望してまいります。

次に、府道上狛城陽線の南城陽中学校以南の未改良区間の抜本対策として、今日まで京都府に対してバイパスの整備を強く要望しているところであります。「山城青谷駅周辺整備基本計画」で示した青谷地区の南北の道路軸に合致したバイパス計画となるよう早期具体化と現道の狭隘箇所の改良を、引き続き強く要望してまいります。

また、府道城陽宇治線の久津川交差点改良につきましては、引き続き京都府に交差点改良や府道整備を強く要望し、本市も連携し取り組んでまいります。

生活道路につきましては、「安全・安心みちづくり事業」や「住みよいみちづくり事業」、「塚本深谷線周辺の生活道路整備」などにより、歩道設置、歩道のバリアフリー化、交差点改良、狭隘道路等の改良、老朽化側溝の改修を進め、

安全性の向上に努めてまいります。また、住民ニーズの多様化にフィットした道路整備を実施するため、地域提案型の「市民が主役のみちづくり事業」を引き続き進めてまいります。

本市が管理する橋りょうにつきましては、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき修繕を進めるとともに、健全度や損傷状況等を把握し、計画的かつ予防的な修繕を実施するため、引き続き橋りょう点検を行ってまいります。

また、点検結果をもとに計画の見直しを行ってまいります。

市内の街区公園につきましては、毎年度実施する公園点検結果に基づき、遊具等施設の改修や取替え等を随時実施してまいります。

また、地域に親しまれ、より利用しやすい公園となるよう、「地域で育む親しみ公園整備事業」として地域ニーズに沿った整備を実施してまいります。

次に、駅及び周辺整備についてであります。

山城青谷駅周辺整備につきましては、ＪＲ西日本との工事協定締結に向け、橋上駅舎及び自由通路の基本設計と駅施設等の補償調査を引き続き行っております。また、東西駅前広場の整備に必要な詳細設計を行っております。

寺田駅周辺整備につきましては、久世荒内・寺田塚本地区への進出企業の最寄り駅として、平成30年度末の整備完成をめざし、駅西側の駅前広場及び進入道路の取り組みを引き続き行っております。

今後も引き続き「寺田駅前まちづくり協議会」と連携し、民間活力を活かした市の玄関口としてのまちづくりを進めてまいります。

また、文化パーク城陽のセール・アンド・リースバックにより得た資金を活用し、城南土地開発公社で先行取得した金井工芸跡地及び川村染工跡地を買戻して、経費の削減を図るとともに、今後の具体的な利活用に繋げてまいります。

次に、本市の課題であります、近鉄京都線の踏切対策、これに伴う交通渋滞、東西地域の分断等、それら課題を解消する連続立体交差化事業につきまして、今後も引き続き京都府など関係機関に要望を行うとともに、鉄道高架化の検討に係ります予備調査についても引き続き行っております。

長池駅周辺整備につきましては、京都府が実施する地域主導型公共事業のカラー舗装化の完成を踏まえ、駅南側における交通動線と交通結節機能について、基本計画を作成してまいります。

また、地域の活性化の取り組みとして開催されています「おこしやして長池へ」などへの支援を行い、旧宿場町の街並みを活かしたまちづくりについて、引き続き、「長池まちづくり協議会」と協働で取り組みを進めてまいります。

市内鉄道駅のバリアフリー化につきましては、平成30年度は寺田駅で実施されるエレベーター設置等の整備について補助を行い、バリアフリー化の取り組みを進めてまいります。

J R奈良線の高速化・複線化第二期事業につきましては、平成34年度末の完成に向けて着々と進められているところであります。本市としましても、早期の事業完了と全線複線化の実現に向け、京都府及び沿線市町で構成しているJ R奈良線複線化促進協議会とともに、取り組みを進めてまいります。

踏切の安全対策につきましては、J R奈良線の高速化・複線化事業にあわせて、引き続き久津川道踏切と寺田道踏切の踏切内歩道の新設を進めてまいります。また、山城青谷駅周辺整備事業にあわせた駅北側の中村道踏切についても、引き続きJ R西日本と踏切改善に向け協議してまいります。近鉄京都線につきましては、久津川7号踏切の拡幅等の踏切改善に取り組んでまいります。

次に、上下水道に関する事業についてであります。

水道事業につきましては、管路等の施設の耐震化や更新を進めてまいります。

基幹管路につきましては、耐震化を図るために、低区送水管、直配配水管及び導水管の布設工事を実施してまいります。

配水池につきましては、中区配水池の耐震化を図るために、法面の補強工事を実施してまいります。

また、「新水道ビジョン」の策定につきましては、パブリック・コメントを行い、広く意見を求めるとともに、引き続き城陽市上下水道事業経営審議会で審議いただき、答申を受ける予定としております。

公共下水道事業につきましては、水洗化率の向上のため、引き続き未接続の一般世帯や事業所への普及啓発活動に取り組むとともに、既設管渠等の下水道施設の長寿命化対策工事を実施してまいります。

また、下水道事業の目標や経営方針を明らかにし、効率的な事業経営を行うため、将来の方向性を示す「下水道ビジョン」の策定に取り組んでまいります。

次に、農業振興についてであります。

まず、特産物の振興についてであります。お茶につきましては、最高級の「てん茶」を生産するため、伝統的な「よしず」・「こも」を用いた「こだわりのおてん茶づくり」や茶の苗木購入に対して補助を行い、高級てん茶の産地としての地位を維持・確立するとともに、平成29年度がターゲットイヤーでありま

した「お茶の京都」のさらなる推進を図るため、心和む抹茶ふれあい体験の内容を充実するなど、引き続き市内外に「日本一てん茶・抹茶のまち城陽」を積極的に発信してまいります。

イチジクの生産振興につきましては、生産量の増加及び品質の向上を図るため、苗木購入に対して補助を行うとともに、ブランド力の向上を目指し、PR活動を展開してまいります。

梅の生産振興につきましては、青谷梅林の維持発展に向けて、城州白の品質の向上及び販路拡大のために、完熟梅の収穫に必要な資材の購入に対して引き続き補助を行うなど、梅の郷にふさわしい梅林づくりに取り組んでまいります。

さらに、特産品のさらなる振興に向け、6次産業化を推進してまいります。具体的には、6次産業化の基盤づくりと機運醸成に向け、関係者による協議会を立ち上げ、特産物の振興のための戦略を策定するとともに、有識者や先駆者による講習会や人材育成事業を実施してまいります。

次に、水田農業の振興についてであります。

国の政策変更により、平成30年度から行政による生産数量目標の配分が廃止となりますが、水田の有効活用と保全を図るため、農業者に対する需要情報等の提供や奨励作物に対する補助を手厚くするなど、地域振興作物を積極的に支援してまいります。

次に、地産地消の推進についてであります。

近年、消費者の食に対する安全性や地産地消への期待が一層高まってきており、新鮮で安全・安心な地元の農産物を供給できるよう、直売所の振興等を図ってまいります。

次に、農業基盤の整備についてであります。

奈島西地区ほ場整備事業につきましては、引き続き全地権者からの同意取得に向けて取り組み、事業実施へと進めてまいります。

また、これからの地域の農業の目指すべき姿を明確にした「京力農場プラン」につきましては、地域の担い手や農地利用のあり方を検討するため、奈島・十六地区、富野地区、枇杷庄地区に引き続き地域の農業者と連携して作成してまいります。

次に、環境施策についてであります。

新たに策定する「第2次環境基本計画」に基づき、新たな環境像である“自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽”の実現を目指し、城陽環境パートナーシップ会議を中心とし、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより取り組みを進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、見直しを行っております「地球温暖化対策実行計画 区域施策編」に基づき、市内から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指し、地球温暖化防止の取り組みの普及・啓発に努めてまいります。

また、各家庭におけるエネルギーの自立化と地球温暖化の防止を目的とし、引き続き「住宅用蓄電池等設置補助事業」を実施するとともに、家庭における省エネルギーの取り組み効果を実感していただく「地球温暖化対策実証事業」を新たに実施してまいります。

なお、市内の環境への取り組みにつきましては、新たに策定する「第4期エコプラン」を実践し、本市の施設における温室効果ガス排出量の削減に努めてまいります。

次に、ごみ減量と資源の有効活用についてであります。

市民の皆さまに分かりやすい収集を目指した1日1品目を継続するとともに、分別収集やごみの減量化につきまして、さらにご理解いただけるよう啓発に努めてまいります。

また、子ども会や自治会等の古紙類等の集団回収や生ごみ処理機等の購入に対して、引き続き補助を行い、ごみの減量・再資源化に努めてまいります。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみの適正な処理を確保するよう、「(仮称)城陽市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の制定に取り組んでまいります。

次に、動物飼養についてであります。

飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費補助を引き続き行うとともに、飼い主等への飼養マナーの啓発に努めてまいります。

(4) 働く場を創ります

次に、4つ目の柱「働く場を創ります」についてであります。

人口減少に歯止めをかけ、職住近接による定住を促すためにも、地元企業や、新たな立地企業へ雇用を結び付けていくことは重要であります。

久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業地区や京都山城白坂テクノパークへの進出企業をはじめ、様々な市内企業との雇用のマッチングを進めるため、ハローワーク宇治や京都ジョブパーク、城陽商工会議所と連携し、引き続き企業説明会を実施してまいります。

求職者への支援として、ハローワークの求人情報を提供するとともに、再就職のための職業能力開発講座、起業セミナーなどの事業に引き続き取り組んでまいります。

また、“女性の職業生活における活躍が実現できるまちをめざして”を基本理念に掲げ新たに策定する「女性活躍推進計画」に基づき、職業生活と家庭などの両立支援「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた啓発事業を展開するなど、女性が働きやすい環境整備に取り組んでまいります。

就農支援につきましては、「若い農業者就農促進事業」により、新規就農者に対し、実践的で高度な経営能力の向上や技術習得を支援してまいります。

また、地域担い手育成総合支援協議会と連携し、地域の中心的担い手となる認定農業者の確保、育成を図ってまいります。

(5) 全国に誇れる人材を育て、次世代の力を育みます

次に、5つ目の柱「全国に誇れる人材を育て、次世代の力を育みます」についてであります。

教育行政の推進につきましては、総合教育会議を開催するなど、教育委員会とのさらなる連携を深めてまいりますとともに、教育大綱に基づき、より一層民意を反映した取り組みを進めてまいります。

まず、学校教育についてであります。

幼稚園教育・学校教育においては、「京都府の教育の基本理念」において示されている「包み込まれているという感覚」の醸成を基盤とした一人ひとりの子どもを大切にされた教育を推進してまいります。

はじめに、学校教育における英語教育についてであります。小中学校に配置しています英語指導助手（AET）につきましては、新学習指導要領において小学校中学年以降で新設・充実される英語活動・英語教育への対応をはじめ、小学校低学年から外国の文化理解などの国際理解教育を充実させるために、3名増員し、8名体制といたします。

次に、学力向上についてであります。教育委員会においては「質の高い学力」をはぐくむために、「読み・書き・算数・表現力」に重点を置き、基礎・基本の定着、活用する力の育成、学習意欲の向上に取り組んでまいります。

1つ目は、基礎学力の向上、家庭学習の定着に向けた支援員の配置についてであります。各種学力テストの結果をふまえ、担当教員に加え、各校に配置している教育充実補助員などによる、学習の効果を上げる指導を行ってまいります。また、学習支援員により、家庭学習の定着を支援し、保護者との連携を強めるとともに、少人数学習やチーム・ティーチングによる個に応じた指導の充実を図ってまいります。

2つ目は、教員の授業力向上についてであります。市の学力向上等推進委員会において、新学習指導要領の全面実施に向け「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた研修の企画運営を行うとともに、学力に関する専門部会を立ち上げ、学力診断テストの結果の分析を行い、家庭学習を定着させるための取り組みを重点的に行ってまいります。さらに、より創造的、積極的な教育研究を行う学校や教員グループを補助するとともに、市の研究指定校に位置づけ、その活動を奨励してまいります。

次に、学校図書館司書につきましては、2小学校1中学校の5中学校ブロック毎に1名ずつ配置し、小学校から中学校への継続した図書館教育を推進いたします。

さらに、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童に対し、個に応じた支援を行うために特別支援教育支援員を配置いたします。

また、「城陽子ども文化・科学賞」を引き続き実施するとともに、城陽市の子どもたちに一層「ふるさと城陽」への愛着と誇りの心を醸成するため、児童生徒が描いた絵画を表彰する「ふるさと城陽」絵画コンクールを新たに実施してまいります。

生徒指導上の問題、不登校やいじめ問題等の対応につきましては、スチューデントリーダーと心の教育相談員をすべての中学校に、スクールカウンセラーをすべての中学校と1つの小学校に引き続き配置してまいります。

就学援助につきましては、引き続き、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行ってまいります。

なお、平成30年度新入学児童生徒を対象に開始した、学用品費の入学前支給につきましては、引き続き実施してまいります。

コミュニティ・スクールにつきましては、代表的な実践内容をもつ校区の取り組みを市の研修会で発表することをおして、他の校区への拡大を図り、一層全市的な取り組みとなるように進めてまいります。

小中学校の情報セキュリティの強化につきましては、各校で取り扱うデジタルデータの改ざんや消失を防止するため、個別認証の強化や、データの一元管理等を行う教育情報システムを導入してまいります。

また、学校における教職員の働き方改革の推進につきましては、試行的に取り組んできた部活動の休養日を本格実施するとともに、教職員の長時間勤務の実態の改善に向け、勤務実態の把握を行い、一層の校務の整理と効率化等に取り組んでまいります。

次に、幼児教育についてであります。

公立幼稚園につきましては、知性や感性を育むとともに、幼児一人ひとりの

特性や発達に応じたきめ細やかな教育に努めてまいります。あわせて、小学校入学時の緊張感などの緩和、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼小連携を進めてまいります。

さらに、障がいのある幼児の教育的ニーズに応じた特別支援教育を行ってまいりますとともに、幼児教育センターやあそびのひろばなど、地域の子育て支援を進めてまいります。

また、保育料の第3子無償化事業を引き続き実施するとともに、私立幼稚園に対しては、就園奨励費補助金や特別支援教育推進補助金などの助成を継続して実施してまいります。

次に、義務教育施設の整備と充実についてであります。

学校トイレの洋式化を中心とした改修につきましては、久世小学校及び東城陽中学校の設計委託を行うなど、今後とも計画的に進めてまいります。

また、南城陽中学校北校舎、北城陽中学校北校舎・中校舎の屋上防水工事を実施いたしますとともに、老朽化しております西城陽中学校並びに北城陽中学校プール、富野小学校グラウンドの整備に着手してまいります。

さらに、既存の校舎の整備についても、長寿命化の検討を進めるため、劣化状態の診断を行うなど具体的な計画づくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、引き続き衛生管理の徹底を図るとともに、地元農産物の利用促進に努め、「食育」の推進に取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、『『青少年の意見』発表会』『自然とのふれあい登山』を開催・実施するとともに、城陽市青少年健全育成市民会議の活動への支援を行ってまいります。

また、青少年を取り巻く社会環境の浄化や「あそびのはくぶつ館」「オータムコンサート」「子ども会スポーツまつり」などの青少年育成団体等が主催する事業への支援を行い、引き続き地域に根ざした青少年健全育成市民運動の推進に努めてまいります。

放課後子ども教室及び土曜子ども教室推進事業につきましては、引き続き積極的に支援してまいります。

また、城陽市PTA連絡協議会との連携を図るとともに、国、京都府の情報の提供や活動の支援を行ってまいります。

さらに、学校支援地域本部事業の支援を引き続き行い、地域住民の協力を得ながら、学校・家庭・地域の連携を図り学習支援活動などを進めてまいります。

(6) 市民との対話、あなたの思いを活かします

次に、6つ目の柱「市民との対話、あなたの思いを活かします」についてであります。

広聴につきましては、市政に声を届ける機会が少なかった市民の市政への参加促進を図り、その意見を市政に取り入れるため、「城陽未来まちづくり会議」を開催してまいります。

また、市民との対話の取り組みとして、「市政懇談会」や「市長ふれあいトーク」を実施してまいります。

広報につきましては、広報紙をはじめホームページやフェイスブック、ツイッター、FMうじ、イメージキャラクター「じょうりんちゃん」を活用した市政情報の発信に努めるとともに、PRの強化やふるさと意識の向上を図るため、市内外に向けてユーチューブによる動画の発信を行ってまいります。

ふるさと城陽応援寄附につきましては、より多くの方に本市を応援していただけるよう、寄附窓口となるポータルサイトを増やし、さらなる利便性の向上及びPRに努めてまいります。

また、市民の日常生活の中での悩みや困りごとなど、多岐にわたる相談に対応するため、法律相談をはじめとした各種専門相談を引き続き行ってまいります。

さらに、平成30年4月8日に投開票される府知事選挙につきましては、公平・公正に執行してまいります。

(7) 市民が主役、あなたの活動を積極的に支援します

次に、7つ目の柱「市民が主役、あなたの活動を積極的に支援します」についてであります。

まず、市民との協働によるまちづくりにつきましては、市民活動支援センターにおきまして、市民活動団体の育成や交流を促進するとともに、各団体間のネットワークの構築に努めるなど、市民活動の活性化及び市民協働の推進を図ってまいります。

また、住民自治の担い手である自治会につきましては、自治会長会議や自治会だより等による情報提供や自治会長研修会の開催、集会所等建設等補助金の交付など、自治会活動の活性化に向けた支援を継続してまいります。

市民と協働して実施しています緑化フェスティバルにつきましては、他事業とのコラボレーションの取り組み等を検討し、市民団体・NPO・市などで組織する実行委員会を中心に、市民のさらなる緑化意識の向上と、市の魅力のPRに努めてまいります。

市内6館のコミュニティセンターにおきましては、地域住民が主体となった運営により、地域のニーズに応じた事業を実施し、地域住民の交流と連帯感の醸成を図ってまいります。また、今池コミュニティセンター屋上の防水改修を行ってまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。

市民が心豊かで充実した生活が送れるよう、「第2次生涯学習推進計画」に基づき、「城陽市民大学」の開催や、生涯学習情報紙「まなびEye」の発行などにより、市民それぞれのライフステージに応じた多様な学習内容と機会の充実に努めてまいります。

次に、文化パーク城陽につきましては、市民文化の拠点として多くの方にご利用いただいております。今後とも、地域文化の創造へつなげる魅力ある事業を実施し、文化のまちづくりの核となる施設としてさらなる利用の拡大に努めてまいります。

また、現指定管理者との協定が平成30年度末で終了することから、次期指定管理者と新たな協定締結に向けた取り組みを進めてまいります。

図書館につきましては、保育園・幼稚園、学校、ボランティアグループ等との連携を図るとともに、就学前の幼児や小中学生を対象とした「おすすめブックリスト」を改訂してまいります。また、自習が可能な専用スペースを設置するなど、さらなる利用拡大に努めてまいります。

歴史民俗資料館につきましては、本市の歴史・文化の拠点、また、エコミュージアム事業の中核施設として、市域の調査・研究を進め、地域の歴史資料、民俗資料及び考古資料等を広く紹介するとともに、特別展の開催やエコミュージアム事業と連携した展示、学校教育と連携した体験学習等を引き続き実施してまいります。

文化芸術の振興につきましては、「城陽市文化芸術の振興に関する条例」及び「第2次文化芸術振興計画」に基づき、市民、文化団体、行政の協働により、大正琴・和太鼓の国民文化祭記念事業などの各種の施策を推進しているところであり、今後もさらに文化芸術の振興に努めてまいります。

また、文化協会に対し引き続き支援を行い、一層の市民参加による文化芸術の推進に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、各施設の更新や多種・多様なスポーツ教室・大会を実施するとともに、市民総合体育大会などを実施する体育協会や、各種スポーツを通じて青少年の健全育成を進めるスポーツ少年団などに対しても引き続き支援を行い、市民一人ひとりの生涯にわたるスポーツライフの実現を図ってまいります。

総合運動公園につきましては、安全で快適に利用していただけるよう改善を図るため、スポーツゾーン・レクリエーションゾーンそれぞれの水道ポンプ施設の改修を行うとともに、市民体育館の改修に向け取り組んでまいります。

木津川河川敷運動広場につきましては、利用者からの要望を受け、トイレを簡易水洗式に更新するとともに、老朽化が進む給水管の布設替えを行い、快適な便益施設のある広場としてご利用いただけるように整備を行ってまいります。

また、総合運動公園や木津川河川敷運動広場等の指定管理者との協定が平成30年度末で終了することから、次期指定管理者の選定を行い、協定締結に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みにつきましては、「第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、啓発や研修等を行うとともに、企業や民間団体とも連携した広域的な取り組みを進める中で、さらなる人権意識の向

上を図り、あらゆる差別の解消と人権の確立を目指してまいります。

また、「第3次男女共同参画計画」に基づき、「ばれっとJOYO」を拠点として、市民、事業者、市が一体となって、ワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた各種の取り組みを行うとともに、「さんさんフェスタ」、「パープルリボン運動」などの啓発事業を実施してまいります。

姉妹都市交流につきましては、大韓民国慶山市、アメリカ合衆国バンクーバー市及び鳥取県三朝町との交流推進に一層努めてまいります。

また、国際交流につきましては、市民による草の根交流や多文化共生のまちづくりをさらに推進するため、国際交流協会を引き続き支援してまいります。

平和への取り組みにつきましては、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づき、平和に関する啓発活動等の取り組みを行い、平和都市を推進してまいります。

次に、市民の利便性の向上についてであります。

全国のコンビニにおいて住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書の交付を受けられるコンビニ交付サービスやマイナポータルを利用することができる「マイナンバーカード」の交付を推進するため、広報等による周知やカード交付申請の出張窓口開設を行います。

市民の納付方法の利便性向上のため、市税・国民健康保険料・水道料金・下水道使用料等についてペイジー口座振替受付サービスの周知を図るとともに、「安心・確実・便利」な口座振替をさらに推進してまいります。

5. おわりに

以上、7つの政策に基づき、平成30年度に実施いたします主要な施策について申し上げます。

これら施策を進めるにあたりましては、財源の確保に向け、「明日の城陽づくりに向けた財政チャレンジ宣言」のもと、しっかりと行財政改革に取り組むとともに、市民から信頼され、市政運営を担える人材育成に引き続き取り組んでまいります。

また、国、京都府や近隣自治体との連携を一層強化し、各種施策の推進に取り組んでまいります。

今、城陽は、まちづくりの大きな転換期を迎えております。大規模な事業が進行する中、明るい未来に向かって大きく躍動しようとしております。

市民の皆さまに誇りを持っていただける城陽市となるよう、そして皆さまの笑顔が輝き活気にあふれ、夢や希望が城陽の明るい未来へとつながるよう、全力でまちづくりに取り組んでまいります。

最後に議員の皆さまをはじめ、市民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。